

## 白井工業団地環境保全詳細協定書の比較表

前事業者との協定書	今回の協定書（案）
<p>一般社団法人白井工業団地協議会（以下「甲」という。）と株式会社関東ミキシングコンクリート（以下「乙」という。）は、乙が白井市名内字向山318-5番地、同9番地に設置する産業廃棄物中間処理施設_____（以下「処理施設」という。）の<u>操業及び維持管理</u>_____（以下「処理業務」という。）に関し、公害防止及び環境保全に関し次のとおり協定を締結する。</p> <p><b>（目的）</b>            第1条 本協定は、<u>白井工業団地の地理的条件（場所が高台・井戸水を使用・手賀沼に近い等。）や精密機械加工を扱う製造業を主とする事業場が密集し、その中で多くの従業員が働いているという状況等を考察し、白井工業団地の良好な環境の保全を図り、_____処理業務に伴い公害</u>_____が生じることを未然に防止するとともに、地域の生活環境及び近隣事業場の操業環境（以下「生活環境等」という。）を保全し、甲、乙間の_____理解を深め、協調・信頼関係を強化するために必要な事項を定める。</p> <p><b>（誠実義務）</b>            第2条 甲及び乙は、法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実にこの協定の各条項の履行に努めるものとする。            2 乙は、<u>安全かつ十分な機能を有する環境保全施設を設置し、その適切な維持管理を行うものとする。</u>_____</p>	<p>一般社団法人白井工業団地協議会（以下「甲」という。）と株式会社新東京ソイルゲート_____（以下「乙」という。）は、乙が白井市名内字向山318-5番地、同9番地に設置する産業廃棄物中間処理施設及び隣接地に設置する<u>関連施設</u>（以下「処理施設」という。）の<u>運転、維持管理及び廃棄物の搬入並びに搬出作業など</u>（以下「処理業務」という。）に伴う公害防止及び周辺地域の環境保全に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p><b>（目的）</b>            第1条 本協定は、_____</p> <p>_____白井工業団地の良好な環境の保全を図り、乙の<u>処理業務に伴い公害及び他とのトラブルなど</u>（以下「公害等」という。）が生じることを未然に防止するとともに、地域の生活環境及び周辺事業者の操業環境（以下「生活環境等」という。）を保全し、甲、乙間の<u>相互理解</u>を深め、協調・信頼関係を強化するために必要な事項を定める。</p> <p><b>（誠実義務）</b>            第2条 甲及び乙は、法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実にこの協定の各条項の履行に努めるものとする。            2 乙は、<u>乙が産業廃棄物処理施設設置等の申請の際の事業計画（以下「事業計画」という。）に定めた環境保全施設の設置及び施策を</u>確実かつ誠実に行うとともに、生活環境等に支障が生じる恐れがある場合は、必要に応じその強化策等を自主的かつ速やかに行うものとする。            3 乙は、<u>処理業務の開始までに事業計画に変更又は修正等があつ</u></p>

前事業者との協定書	今回の協定書（案）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 乙は、環境保全を維持するとともに、白井市及び甲が行う環境保全に関する施策や取り組みに積極的に<u>協力</u> _____ するものとする。</p> <p><b>（法令等の遵守）</b> 第3条 乙は、<u>処理施設の操業及び維持管理</u>に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令<u>ならびに</u>白井市公害防止条例を誠実かつ適切に遵守するものとする。</p> <p><b>（公害防止等の基本理念）</b> 第4条 乙は、処理業務に伴い<u>公害</u>を発生させないこと及び周辺地域の生活環境等を保全し、<u>周辺地域に迷惑をかけないこと</u>を基本理念として、常に適切な措置を講じるものとする。</p> <p><b>（取り扱う廃棄物等）</b> 第5条 乙が処理する産業廃棄物の種類等は別表1によるものとする。取り扱う汚泥は、<u>全て無機性汚泥</u>とする。 <u>汚泥の種類は、建設汚泥・側溝汚泥・沈砂槽汚泥・浄水場汚泥及びその中に混入しているがれき類、廃プラスチック類、木くずとする。</u></p> <p>2 乙は、<u>建設汚泥を主として取り扱うものとし、側溝汚泥、沈砂槽汚泥、浄水場汚泥は全体の10%以下とする。</u></p> <p>3 乙は、<u>本条第1項に掲げる品目以外は処理しないものとする。</u> <u>特に、次の品目に留意する。</u></p> <p>_____</p> <p>(1) <u>有機性汚泥は取り扱わない。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>たときは、速やかに甲に通知し、協議のうえ甲の了承を得るものとする。</p> <p>4 乙は、地域の環境保全に関し、_____白井市及び甲が行う_____施策や取り組みに積極的に<u>参加、協力</u>するものとする。</p> <p><b>（法令等の遵守）</b> 第3条 乙は、<u>処理業務</u> _____ に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令<u>並びに</u>白井市公害防止条例を誠実かつ適切に遵守するものとする。</p> <p><b>（公害防止等の基本理念）</b> 第4条 乙は、処理業務に伴い<u>公害等</u>を発生させないこと及び周辺地域の生活環境等を保全すること _____ を基本理念として、常に適切な措置を講じるものとする。</p> <p><b>（取り扱う廃棄物等）</b> 第5条 乙が<u>取り扱う産業廃棄物の種類及びその取り扱い予定数量</u>は、事業計画によるものとし、別表1のとおりとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 乙は、処理業務に当たり次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>_____</p> <p>(1) <u>前項に規定する別表1に掲げる廃棄物以外は取り扱わない。</u></p> <p>(2) <u>有機性汚泥は取り扱わない。</u></p>

前事業者との協定書	今回の協定書（案）
<p>(2) 悪臭・異臭を発生する汚泥は処理しない。</p> <p>(3) 汚泥含有物の受け入れ時検査の徹底、有害物含有時は受け入れを拒否する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(3) 強い悪臭・異臭を発生する汚泥は取り扱わない。</p> <p>(4) 汚泥の処理業務を請負う際には、事前に含有物溶質検査を行い、測定の結果1項目でも基準値を超えた場合は、受け入れをしない。</p> <p>(5) 汚泥の処理業務を請負う際には、事前に放射性物質の測定検査を行い、測定の結果基準値を超えた場合は、受け入れをしない。</p>
<p>4 乙は、放射性物質が混入したものを持ち込まないための、放射線計測機を備え付け混入を防止する。</p> <p>5 乙は、処理施設における処理数量は、関係法令に基づき許可された1日当たり600m<sup>3</sup>の処理能力であるが、取り扱い予定数量は通常360m<sup>3</sup>/日とする。これを超える場合は、甲に事前に通知するものとする。</p>	<p>3 乙が取り扱う廃棄物の予定数量は、本条第1項に規定する別表1のとおりとし、乙はこれを超えた数量を取り扱う場合は、_____甲に事前に通知するものとする。</p>
<p><b>（公害等の防止、環境改善対策）</b></p> <p>第6条 乙は、公害等を未然に防止するため積極的に対策を講じるものとし、別表2によるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><b>（公害等の防止、環境改善対策）</b></p> <p>第6条 乙は、公害等の未然防止及び生活環境等を保全するため、事業計画に定める措置のほか、処理施設のある事業用地（以下「事業用地」という。）から処理水及び洗浄水（以下「洗浄水等」という。）の流出及び粉じん、騒音、振動、悪臭等が発生しないように適切な措置を講じるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>2 粉じん・騒音・臭い・振動は、精密機械加工や従業員の健康に直結する事柄であり、乙は境界壁の設置、防じんネットの設置を行うとともに、計画施設内に設置する廃プラ・木くず用の破碎機はコンクリート製の囲いを設け、上部の開口部は鉄製の蓋を設置し、周辺環境の悪化を最小限にする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>2 乙は、処理業務を開始する前に処理施設が適正に稼働するよう十分に点検し、不具合があった場合は、適切な補修、改善など（以下「補修等」という。）を確実にを行い、これが完了してから稼働するものとする。</p>

前事業者との協定書	今回の協定書（案）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 乙は、処理業務に当たっては、通常60%の受け入れ、稼働に心がけ公害等を未然に防止する。粉じん・埃等が飛散しないよう散水・清掃を行う。また、搬出入に使われる道路は砂埃等が発生しないよう、汚れた場合は必要に応じて散水・清掃を行う。</p> <p>4 廃棄物処理法及び関係法令等の改正に伴い、規制及び技術基準が改正された場合は、速やかに改正後の技術基準に適合するよう_____措置を講じるものとする。</p> <p>5 乙は、施設内の緑化環境の整備に努めるとともに、施設周辺の清掃及び美化活動に積極的に協力する。</p> <p>6 乙は、白井市及び甲が推進する「エコ工業団地づくり」、「白井工業団地地区まちづくり計画」、_____「工業団地の環境改善」_____の取り組み等に積極的に_____協力するものとする。</p>	<p>また、乙は、毎日処理施設の稼働点検を適宜行うものとし、不具合があった場合は補修等が完了するまでの間、処理業務の一部又は全部を停止するものとする。処理業務の一部又は全部を停止した場合は、速やかに甲に報告するものとする。</p> <p>3 乙は、事業用地内において、処理業務に伴い粉じんや埃等が飛散しないよう常に散水や清掃を行う。</p> <p>_____また、廃棄物等の搬入・搬出において使用した道路を汚損等した場合は、速やかに清掃や散水などを行う。</p> <p>4 廃棄物処理法及び関係法令等の改正に伴い、規制及び技術基準が改正された場合は、速やかに改正後の技術基準に適合するよう必要な措置を講じるものとする。</p> <p>5 乙は、事業用地内の緑化に努めるとともに、周辺地域の清掃及び美化活動を積極的に行う。</p> <p>6 乙は、白井市及び甲が推進する「エコ工業団地づくり」、「白井工業団地地区まちづくり計画」及び「工業団地の環境整備」などの取り組みに積極的に参加又は協力するものとする。</p> <p>7 乙は、処理業務に使用する機械器具類は低騒音、低振動などの低公害のものとする。</p>
<p>7 第1条の目的の遂行及び本条の公害防止・環境改善を図るため、建屋内での事業の推進は、今後継続して話し合うものとする。</p> <p><b>（環境影響の自主測定等）</b></p> <p>第7条 乙は、その事業活動に関連して発生する排水、粉じん、騒音、振動及び悪臭（以下「騒音等」という。）について、適切に管理するものとする。</p> <p>2 乙は、操業前の環境影響の自主測定を行い、操業前と操業後の各測定のデータの対比ができるよう整備し、甲に報告するものとする。</p> <p>自主測定等は、別表4、別表5、別表6、別表7によるものとする。</p>	<p><b>（環境影響の自主測定等）</b></p> <p>第7条 乙は、その処理業務に関連して発生する排水、粉じん、騒音、振動及び悪臭（以下「粉じん等」という。）について、適切に管理するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

前事業者との協定書	今回の協定書（案）
<p><u>3 乙は、前項の規定を遵守するため、騒音等の測定（以下「自主測定」という。）を初年度は年4回、3ヶ月毎の間隔で実施する。二年目からは甲乙協議の上回数を取り決めを行うものとする。</u></p> <p><u>4 乙は、自主測定に関し、甲と協議の上、測定項目、管理目標値及び測定頻度等について定めた基準書（以下「基準書」という。）を作成し甲に交付するものとする。</u></p> <p><u>5 乙は、自主測定を行ったときは、直ちにその結果を甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>6 乙は、甲から請求があったときは、甲又は甲の代理人を自主測定に立ち合わせるものとする。</u></p> <p><u>7 自主測定は、乙の負担により行うものとする。</u></p>	<p><u>2 乙は、前項の規定を遵守するため、排出水、地下水、騒音、振動及び臭気の測定（以下「自主測定」という。）を毎年1回実施する。</u></p> <p><u>3 自主測定の測定項目及びその基準は、各関係法令に基づくものとし、測定の結果基準値を超えた場合は、乙は直ちに原因の究明をするとともに、必要な措置を速やかに講じるものとする。</u></p> <p><u>4 乙は、自主測定を行ったときは、直ちにその結果を甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>5 乙は、甲から請求があったときは、甲又は甲の代理人を自主測定に立ち合わせるものとする。</u></p> <p><u>6 自主測定は、乙の負担により行うものとする。</u></p>
<p><b>(道路の使用、廃棄物搬出入 車両等)</b> <u>第8条 道路の使用、運用ルール等は別表3によるものとする。</u></p> <hr/> <p><u>2 廃棄物の搬出入を行う車両の1日当たりの台数は、通常の稼働で88台（搬入45台、搬出43台。）程度とする。通常の稼働を上回るときは甲に事前に通知するものとする。</u></p> <p><u>3 搬出入車両の通行に使われる私道を使用するに当たっては他の事業場に迷惑・不便がかからないよう次の対策を講ずる。</u></p> <p>(1) <u>無線連絡により車両が混雑しないよう管理する。</u></p> <hr/> <p>(2) <u>私道（6m道路）においては大型車の交差は行わない。</u></p> <p>(3) <u>カーブミラーの設置及び地元車両優先の看板を設置する。</u></p> <p>(4) <u>必要により、</u> 交通誘導員を配置する。（平日午前7時～午後10時）</p> <p>(5) <u>安全運転に心がけ、事故が無いように努める。</u></p> <p>(6) <u>汚泥処理施設に必要な車の待機場所を隣接地に設置する。</u></p>	<p><b>(道路の使用、廃棄物搬入・搬出車両等)</b> <u>第8条 乙は、処理業務に係る車両の通行に当たり使用する道路の状況を十分認識のうえ、周辺事業者の事業活動等に支障が生じないよう適切な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>2 廃棄物の搬入・搬出を行う車両台数は、別表1のとおりとし、これを超える場合は、乙は</u> <u>甲に事前に通知するものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、廃棄物の搬入・搬出に使用する私道の通行に当たり次の措置を講ずる。</u></p> <p>(1) <u>無線連絡等により通行車両が集中しないよう適宜適切な運航管理を行う。</u></p> <p>(2) <u>私道（6m道路）においては大型車の交差は行わない。</u></p> <p>(3) <u>必要な個所にカーブミラーを</u> <u>設置する。</u></p> <p>(4) <u>車両の通行が集中するなどした場合には、必要に応じて交通誘導員を配置する。（平日午前7時～午後10時）</u></p> <hr/> <p>(5) <u>事業用地内に関係車両の待機場所を設置する。</u></p>

前事業者との協定書	今回の協定書（案）
<p>4 搬出入道路の私道道路部分は、<u>汚泥処理施設の稼働により大型車が急増し道路の傷み等が加速されることから、道路損壊に対する全面的な補修工事は乙が行う。</u> <u>補修工事で他の事業場が稼働できないことのないよう事前に連絡し、迷惑のかからないようにする。</u> <u>道路の破損原因が他の事業場であることが明白な場合は除く。</u></p> <p>5 <u>市道で通学路に指定されている道路を通行する場合は、安全運転に心がけ、事故の無いよう最大の注意を喚起し運行する。</u></p> <p>6 <u>搬出入道路（私道）のスムーズな運用を図るため、甲・乙・近隣事業場の3者による「交通問題連絡協議会」を設置し、問題の解決に当たる。</u></p> <p>7 「交通問題連絡協議会」は、毎年定期的に年1回は開催する。そのほか甲・乙・近隣事業場のいずれかから開催請求があった時に開催する。特段の事情がある時を除き、開催請求には甲・乙・近隣事業場はこれに応ずるものとする。</p>	<p>(6) <u>路上駐車や路上待機は、行わない。</u></p> <p>4 <u>廃棄物の搬入・搬出に使用する私道は、処理業務に伴い大型車等の通行が急増し道路の破損等が加速されることから、当該道路の補修工事等は乙の責任において行う。ただし、当該道路の破損等の原因が他の者によることが明らかな場合は除く。</u> <u>なお、補修工事等の実施に当たっては、周辺事業者の事業活動等に支障が生じないように事前に連絡のうえ調整する。</u></p> <p>5 <u>乙は、関係車両の運行に当たり、従業員等に対し安全運転に心がけ、事故を起こさないよう教育、指導その他必要な措置を講じる。</u> <u>交通事故等が発生した場合は、誠意を持って速やかに対処する。</u></p>
<p>( <u>排水等</u> )</p> <p>第9条 <u>公害を無くすため、また周辺は井戸水を利用、手賀沼が近いことを考慮し、乙は次の対策を行う。</u></p> <p>(1) <u>汚泥処理に係る処理水・洗浄水は場外に排出しない。</u> <u>洗浄水はリサイクルして使用し、余剰洗浄水は搬入してきた車で外に運び出し適正に処理する。洗浄水等の容量は、保管容量の60%以下とする。</u></p> <p>(2) <u>集中豪雨時には、すべての処理槽・保管槽等に蓋をし、<u>汚泥や洗浄水</u>が場外に流出しないよう、管理を</u></p>	<p>(<u>雨水、排水等</u>)</p> <p>第9条 <u>乙は、処理施設周辺の公有水面及び地下水の保全を図るため、以下の措置を講じるものとする。</u></p> <p>(1) <u>汚泥処理に係る洗浄水等は、事業用地外に放流しない。</u> <u>洗浄水等はリサイクルして使用し、余剰洗浄水等は専用車両で事業用地外に運び出し関係法令に従い適正に処理する。洗浄水等の容量は、常に保管容量の80%を超えないものとする。</u></p> <p>(2) <u>集中豪雨時には、すべての処理槽・保管槽等に蓋等をし、<u>雨水と共に汚泥や洗浄水等</u>が事業用地外に流出しないよう必要な</u></p>

前事業者との協定書	今回の協定書（案）
<p>徹底する。</p> <p>(3) _____ 地下浸透を防止するため法で定められた鉄筋コンクリート製の処理保管槽とし、通路部分もコンクリート舗装とする。</p> <p>(4) 地下水の水質管理は定期的に行うこととし、<u>処理施設内に設置する井戸の水質調査を初年度は3ヵ月毎に検査し、測定値を甲に報告するものとする。二年目からは甲乙協議の上、回数を定めるものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><b>（処理業務に関する稼働時間等）</b></p> <p>第10条 廃棄物の搬入・搬出及び<u>処理施設における処理業務（事務に係るものを除く。）の稼働は、原則として次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 作業時間（処理機械の稼働時間）については、月曜日から<u>日曜日（祝祭日含む。）の午前7時から午後10時までとする。ただし、施設の故障修理等の緊急を要する作業については、この限りでない。その際、事前に甲に _____ 通知するものとする。</u></p> <p>(2) 廃棄物等の搬入時間は24時間とする。</p> <p>(3) 処理後物の搬出については、第1号の作業時間内とする。ただし、<u>交通事情等の事情により _____ 時間外に及ぶときは、事前に甲に通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>_____ 次に掲げる乙の休日においては、乙の処理業務を行わないものとする。やむを得ず業務を行う場合は、甲に事前に報告するものとする。</u></p> <p>(1) <u>12月31日から翌年の1月3日までの日</u></p>	<p><u>措置を講じるものとする。</u></p> <p>(3) <u>処理水等の地下浸透を防止するため法で定められた鉄筋コンクリート製の処理保管槽とし、通路部分もコンクリート舗装とする。</u></p> <p>(4) _____ <u>事業用地内に設置した井戸の水質検査（飲料水に係る全項目検査）を年1回行いその検査結果を甲に報告するものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>(5) <u>雨天時に事業用地の下流において、道路側溝から雨水が溢れ出る状況が多々あることから、産業廃棄物中間処理施設が設置される用地に隣接する関連施設の設置用地の雨水については、道路側溝に直接流出しないよう必要規模の一時貯留施設を設けるものとする。</u></p> <p>_____</p> <p><b>（処理業務に関する稼働時間等）</b></p> <p>第10条 廃棄物の搬入・搬出及び _____ <u>処理業務（事務に係るものを除く。）の稼働は、原則として次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 作業時間（処理機械の稼働時間）については、月曜日から<u>土曜日（祝祭日含む。）の午前7時から午後10時までとする。ただし、緊急を要する場合などやむを得ない場合は、_____ この限りでない。その際、乙は甲に事前に通知するものとする。</u></p> <p>(2) 廃棄物等の搬入時間は24時間とする。</p> <p>(3) 処理後物の搬出については、第1号の作業時間内とする。ただし、<u>交通事情等によりやむを得ず時間外に及ぶときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>乙は、次に掲げる乙の休日においては _____ 処理業務を行わないものとする。業務上やむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>_____</p> <p>(1) <u>12月30日から翌年の1月3日までの日</u></p>

前事業者との協定書	今回の協定書（案）
<p>(2) <u>乙が指定する休日</u></p> <hr/> <hr/>	<p>(2) <u>日曜日</u></p> <p>3 <u>乙は、処理業務及びそれに関連する業務に関し、法令に違反する行為が生じないように、乙の従業員及び関係事業者に対し、教育、指導その他必要な措置を講じるものとする。</u></p>
<p><b>(事故等の措置)</b></p> <p>第11条 乙は、環境省の示す指針（平成18年12月25日環廃産061215002・環廃産061215018）に沿って廃棄物処理施設事故対応マニュアルを作成し、事業場に備え置くとともに、その写しを甲に交付するものとする。</p> <p>2 乙は、<u>その処理施設において周辺地域の生活環境に影響等を及ぼす恐れがある事故等が発生した場合は、直ちに施設の操業停止を含む</u> <u>必要な措置を講ずるとともに、当該事故等の状況及び講じた措置の内容を甲に通知するものとする。</u></p> <p><u>乙は、公害及び異常の復旧に係る措置を速やかに完了させる。</u></p> <p>3 前項の規定は、<u>自主測定の結果が基準値及び協定値の管理目標値を超過したときについて準用する。</u></p>	<p><b>(事故等の措置)</b></p> <p>第11条 乙は、環境省の示す指針（平成18年12月25日環廃産061215002・環廃産061215018）に沿って廃棄物処理施設事故対応マニュアルを作成し、事業場に備え置くとともに、その写しを甲に交付するものとする。</p> <p>2 乙は、<u>処理施設において生活環境等に影響を及ぼす</u> <u>恐れがある事故等が発生した場合は、直ちに生活環境等の保全上の支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のための必要な措置を講じるとともに、当該事故等の状況及び講じた措置の内容を甲に通知するものとする。</u></p> <p>3 前項の規定は、<u>自主測定の結果が関係法令で定める環境基準値等を超過したときについて準用する。</u></p>
<p><b>(被害補償等)</b></p> <p>第12条 乙は、<u>処理施設の操業に起因して近隣の事業場及び</u> <u>地域住民の健康又は財産に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無にかかわらず誠意をもってこれに対応し、速やかに補償等の措置を講ずるとともに、乙の責任において解決するものとする。</u></p> <p>2 乙は、処理施設の操業に際して、あらかじめ損害賠償保険に加入するなどして、不測の事態に備えるものとする。</p>	<p><b>(被害補償等)</b></p> <p>第12条 乙は、<u>処理業務に</u> <u>起因して周辺事業者の事業活動及び従業員並びに地域住民の健康又は財産に被害を及ぼしたときは、故意又は過失の有無にかかわらず誠意をもってこれに対応し、速やかに補償等の措置を講ずるとともに、乙の責任において解決するものとする。</u></p>
<p><b>(報告及び立入)</b></p>	<p><b>(報告及び立入)</b></p>



前事業者との協定書	今回の協定書（案）
<p>第13条 甲は、公害防止及び<u>周辺地域の生活環境保全のため</u>必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、又は<u>事業場</u>に立ち入ることができるものとする。</p> <p>2 乙は、甲又は<u>地域住民の代表者</u>から処理施設への立ち入り等の請求があった場合は、これに協力するものとする。</p> <p>3 乙は、処理施設の運転状況、廃棄物等の搬出入状況、環境測定の結果等、<u>処理施設の操業及び維持管理に関する資料</u>を常時備え付け、甲及び<u>地域住民の代表者</u>から請求があった場合は、速やかに当該資料を閲覧に供するものとする。</p>	<p>第13条 甲は、公害防止及び<u>生活環境等の保全のため</u>必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、又は<u>事業用地内</u>に立ち入ることができるものとする。</p> <p>2 乙は、甲又は<u>周辺事業者の代表者</u>などから処理施設への立ち入り等の請求があった場合は、これに協力するものとする。</p> <p>3 乙は、処理施設の運転状況、廃棄物等の<u>搬入・搬出状況</u>、環境測定の<u>結果</u>など、<u>処理業務</u>に関する資料を常時備え付け、甲及び<u>周辺事業者の代表者</u>などから請求があった場合は、速やかに当該資料を閲覧に供するものとする。</p> <p>4 <u>甲及び周辺事業者は、前3項に規定する報告又は立入により知ることができた乙の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。</u></p>
<p><b>（苦情への対応）</b></p> <p>第14条 乙は、処理施設及び処理業務に起因する苦情等が甲又は<u>近隣事業場及び地域住民</u>からあったときは、誠意をもってこれに対応し、乙の責任において解決するものとする。</p>	<p><b>（苦情への対応）</b></p> <p>第14条 乙は、処理施設及び処理業務に起因する苦情等が甲又は<u>周辺事業者及び地域住民</u>からあったときは、誠意をもってこれに対応し、乙の責任において解決するものとする。</p>
<p><b>（周辺地域環境連絡協議会）</b></p> <p>第15条 乙は、周辺地域の生活環境等に関し、甲と意見交換を行うための<u>周辺地域環境連絡協議会</u>（以下この条において「<u>環境連絡協議会</u>」という。）を、毎年少なくとも1回、定期に開催する。</p> <p>2 甲は、処理業務により生活環境等の保全上の支障が生じ、又は生じる恐れがあると判断したときは、乙に<u>環境連絡協議会</u>の開催を請求することができる。</p> <p>この場合において、乙は特段の事情があるときを除き、これに応じるものとする。</p> <p>3 乙は、<u>環境連絡協議会</u>を開催しようとするときは、<u>開催</u>の5日前までに、<u>環境連絡協議会</u>の日時及び会場を記載した書面を甲に交付するものとする。</p>	<p><b>（連絡調整会議に開催）</b></p> <p>第15条 乙は、周辺地域の生活環境等に関し、甲と意見交換を行うための<u>連絡調整会議</u>（以下「<u>連絡調整会議</u>」という。）を、年1回開催する。</p> <p>2 甲は、処理業務により生活環境等の保全上の支障が生じ、又は生じる恐れがあると判断したときは、乙に<u>連絡調整会議</u>の開催を請求することができる。</p> <p>この場合において、乙は特段の事情があるときを除き、これに応じるものとする。</p> <p>3 乙は、<u>連絡調整会議</u>を開催しようとするときは、<u>開催日</u>の2週間前までに、<u>連絡調整会議</u>の日時及び会場を記載した書面を甲に交付するものとする。</p>

前事業者との協定書	今回の協定書（案）
<p>4 <u>環境連絡協議会の開催に要する経費は乙が負担する。_____</u> 第2項の規定により開催したときは、甲、乙折半し負担するものとする。</p> <p><b>（処理施設の変更等）</b> 第16条 乙は、_____処理業務の全部若しくは一部を廃止し、又は取り扱う産業廃棄物の種類若しくは産業廃棄物の処理方法若しくは処理施設の処理能力_____を 変更しようとするときは、あらかじめその内容について甲に協議する_____ものとする。</p> <p><b>（継承に係る措置）</b> 第17条 乙は、処理業務又は処理施設の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとするときは、あらかじめ甲と協議するとともに、この協定の地位及びこの協定の履行により生じた債務（本条第3項及び第4項を含む。）を当該第三者に継承させるものとする。</p> <p>2 乙は、前項の継承について、継承者との契約内容、交渉の進捗状況等を含め、前項の譲渡又は貸付に関する契約締結前に甲に十分な説明を行い、甲の書面による同意を得るものとする。</p> <p>3 継承者が関係法令に係る所要の手続きを経て_____処理施設を継承する場合は、甲と継承者との間で改めて協定を締結するものとする。</p> <p>4 乙は、継承者が前項の協定を締結しない限り、本条第1項の譲渡は又は貸付けに関する契約の効力を発効させてはならない。</p> <p><b>（違反時の措置）</b> 第18条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、乙に対し期限を定め是正措置又は操業停止に必要な措置を要求することができる</p>	<p>4 <u>連絡調整会議</u> の開催に要する経費は乙が負担する。<u>ただし、</u> 第2項の規定により開催したときは、甲、乙折半し負担するものとする。</p> <p><b>（処理施設の変更等）</b> 第16条 乙は、<u>処理施設又は処理業務の全部若しくは一部を廃止し、又は取り扱う産業廃棄物の種類、_____産業廃棄物の処理方法、_____処理施設の処理能力若しくは取り扱い予定数量などを</u> 変更しようとするときは、あらかじめその内容について甲に協議し、<u>了承を得るものとする。</u></p> <p><b>（継承に係る措置）</b> 第17条 乙は、処理業務又は処理施設の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとするときは、あらかじめ甲と協議するとともに、この協定の地位及びこの協定の履行により生じた債務_____を当該第三者に継承させるものとする。</p> <p>2 乙は、継承予定者に本協定の趣旨及び必要性などについて、前条の譲渡又は貸し付けの前に十分説明をし、本協定を継承することの了承を得るものとする。</p> <p>3 継承者が関係法令に係る所要の手続きを経て<u>処理業務又は処理施設を継承する場合は、甲と継承者との間で改めて協定を締結するものとする。</u></p> <hr/> <p><b>（違反時の措置）</b> 第18条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、乙に対し期限を定め是正措置又は操業停止の措置を求めることができるものと</p>

前事業者との協定書	今回の協定書（案）
<p>る。乙はその要求に従うものとする。</p> <p><b>（有効期間）</b>  第19条 この協定の有効期間は、5年間とし、<u>2018年 3月 29日から2023年 3月28日まで</u>とする。  2 前項に規定する有効期間が満了する日の3ヵ月前までに、甲乙いずれからも書面による解約又は変更の申し出が無いときは、この協定はさらに<u>自動契約</u>されるものとし、以後も同様とする。</p> <p><b>（協議）</b>  第20条 甲及び乙は、この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、誠意をもって協議の上解決する。</p> <p>この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名捺印の上、各自1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">2018年3月29日</p> <p>甲 （住 所）千葉県白井市中98番地17  （白井市公民センター内）  （職氏名）一般社団法人白井工業団地協議会  代表理事 野水 俊夫</p> <p>乙 （住 所）千葉県千葉市栄町35-14  シンテイ千葉ビル4階  （職氏名）株式会社関東ミキシングコンクリート  代表取締役 帯川 秀高</p>	<p>し、乙はその求めに応じるものとする。</p> <p><b>（有効期間）</b>  第19条 この協定の有効期間は、5年間とし、<u>2022年 月 日から2027年 月 日まで</u>とする。  2 前項に規定する有効期間が満了する日の3ヵ月前までに、甲乙いずれからも書面による解約又は変更の申し出が無いときは、この協定はさらに<u>2年間継続</u>されるものとし、以後も同様とする。</p> <p><b>（協議）</b>  第20条 甲及び乙は、この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、誠意をもって協議の上定めるものとする。</p> <p>この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名捺印の上、各自1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">2022年 月 日</p> <p>甲 （住 所）千葉県白井市中98番地17  （白井市公民センター内）  （職・氏名）一般社団法人白井工業団地協議会  代表理事</p> <p>乙 （住 所）千葉県白井市名内318-5  （職・氏名）株式会社新東京ソイルゲート  代表取締役 奥田 篤史</p>

前事業者との協定書				今回の協定書（案）			
(別表1) <b>取り扱う廃棄物の種類</b>				別表1（事業計画）			
施設の種類	廃棄物の種類	取り扱い予定数量	処理方法	処理施設設置の目的	汚泥を洗浄し、土粒子を分級し、脱水処理する。その際、混合廃棄物（がれき類、廃プラスチック、木くず）は除去し、破碎処理する。 処理後物は、可能な限り有効利用を行えるよう再資源化を図る。		
中間処理	汚泥（建設汚泥、側溝汚泥、沈砂槽汚泥、浄水場汚泥とし、石綿含有産業廃棄物は除く） がれき類。 廃プラスチック	360m <sup>3</sup> /日	洗浄	作業時間	処理施設の稼働は、午前7時から午後10時までとする。（日曜日、年末年始は休業） 但し、搬入時間は、24時間とする。		
脱水施設	汚泥（建設汚泥、側溝汚泥、沈砂槽汚泥、浄水場汚泥とし、石綿含有産業廃棄物は除く）	80m <sup>3</sup> /日	脱水	搬入・搬出車両台数	4トン車：50台、10トン車：10台程度 搬入： 台/日 搬出： 台/日 （日曜日、年末年始は休業）		
破碎施設	がれき類	50t/日	破碎	施設の種類	1日当たりの最大処理能力	取扱い廃棄物の種類	取り扱い予定数量
破碎施設	廃プラスチック	8t/日	圧縮・減容	磨砕洗浄施設	600m <sup>3</sup> /日	汚泥（建設汚泥、側溝汚泥、沈砂槽汚泥、浄水場汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く）） がれき類、廃プラスチック類、木くず	360m <sup>3</sup> /日
	木くず	4t/日					
				脱水施設	150m <sup>3</sup> /日	汚泥（建設汚泥、側溝汚泥、沈砂槽汚泥、浄水場汚泥（石綿含有	80m <sup>3</sup> /日

前事業者との協定書		今回の協定書（案）			
<p>(別表2) 公害防止対策</p> <p>(1) 水質汚濁防止対策</p> <p>(2) 地下水汚染防止対策</p>				産業廃棄物を除く))	
		破砕施設-1	675 t/日	がれき類	50 t/日
		破砕施設-2	32 t/日	木くず	4 t/日
			21 t/日	廃プラスチック	8 t/日
		固化施設	680 m <sup>3</sup> /日	汚泥	300 m <sup>3</sup> /日
			100 m <sup>3</sup> /日	汚泥	50 m <sup>3</sup> /日
		<p>別表2及び3は削除 別記4から7は削除</p>			

前事業者との協定書	今回の協定書（案）
<p>超えると外部にバキュームカー等で搬出する。</p> <p>④処理施設内の監視井戸及び甲が指定する隣接地の井戸において、定期的に水質分析を実施し、安全性を確認する。</p> <p>⑤その他については、乙が千葉県知事に提出する産業廃棄物設置許可申請書の地下水汚染防止対策に係る記載事項を遵守する。</p>	
<p>(3) 悪臭防止対策</p> <p>①悪臭・異臭を発生する汚泥は持ち込まない。</p> <p>②処理施設から発生する悪臭が、地域住民・従業員等の日常生活において感知しない程度にするよう適切に処理を講ずる。</p> <p>③その他については、乙が千葉県知事に提出する産業廃棄物設置許可申請書の悪臭防止対策に係る記載事項を遵守する。</p>	
<p>(4) 有害物搬入防止対策</p> <p>①搬入する廃棄物をマニフェスト及び目視により、中間処理できる品目か確認する。有害物質が含まれている可能性がある場合は、分析結果が受け入れ基準内で処理が可能であることを確認の上契約する。処理できない廃棄物は荷卸しさせず返却する。</p> <p>②有機性汚泥は取り扱わない。</p> <p>③悪臭・異臭を発生する汚泥は処理しない。</p>	
<p>(5) 騒音及び振動防止対策</p> <p>①処理施設から発生する騒音及び振動が、地域住民・従業員の生活環境と事業活動に支障が出ないように適切な処理を講ずる。</p> <p>②重機等は低騒音型を使用し、騒音及び振動の防止に努める。</p> <p>④廃プラ・木くず用破碎機の騒音を低減するため、コンクリート製の囲いを設け、天井は鉄蓋を付ける。</p> <p>⑤車両の出入り等は徐行し、騒音及び振動の防止に努める。</p> <p>⑥その他については、乙が千葉県知事に提出する産業廃</p>	

前事業者との協定書		今回の協定書（案）
	<p>棄物設置許可申請書の騒音及び振動防止対策に係る記載事項を遵守する。</p>	
<p>(6) 粉じん・飛散防止対策</p>	<p>①囲いは地盤面より約10cm上げ、3～4mの高さの万能鋼板で施設を囲い、防じんネットを施す。</p> <p>②処理施設の操業において、場外への汚泥の流出及び粉じんの飛散を防止するため、場内の清掃及び飛散等に必要な措置を講ずる。</p> <p>③その他については、乙が千葉県知事に提出する産業廃棄物設置許可申請書の粉じん・飛散防止対策に係る記載事項を遵守する。</p>	
<p>(7) 害虫等防止対策</p>	<p>①処理施設内は、常に清潔保持に努め定期的な消毒を実施し、害虫等の発生を防止する。</p> <p>②万一の害虫発生時には殺虫剤等を散布する。</p> <p>③その他については、乙が千葉県知事に提出する産業廃棄物設置許可申請書の害虫等防止対策に係る記載事項を遵守する。</p>	
<p>(8) 火災等防止対策</p>	<p>①処理施設内は、管理施設を除き火気厳禁並びに所定の場所を除き禁煙とする。</p> <p>②施設内6カ所に消火器を設置する。</p> <p>③火災等が発生した場合は、ただちに対応できるように日頃から十分な対策を講ずる。</p> <p>④その他については、乙が千葉県知事に提出する産業廃棄物設置許可申請書の火災等防止対策に係る記載事項を遵守する。</p>	
<p>(9) 災害等防止対策</p>	<p>①水害、台風及び地震等による災害が発生した場合に、ただちに対応できるよう日頃から十分な対策を講ずる。</p> <p>②降雨による処理施設内の排水は、調整池を通じて一定量を放流し、周辺に被害を及ぼすことの無いように適切な処理を講ずる。</p> <p>③集中豪雨・台風が発生した場合、処理槽・保管槽等に</p>	

前事業者との協定書		今回の協定書（案）
	は蓋をかけ、汚泥等が流出しないよう十分な対策を講ずる。	
(10) 検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>①乙は、災害防止のため上記（１）～（８）の必要な検査は年４回、３ヵ月毎に検査を実施する。</li> <li>②測定値は甲に報告する。</li> <li>③乙は、自主測定の様子を甲又は甲の代理人から請求があった場合、立ち合わせるものとする。</li> <li>④検査の結果基準値・協定値をオーバーした場合は、ただちに原因の究明と必要な措置を講ずる。</li> </ul>	
<b>（別表３）</b>		
<b>道路の使用</b>		
(１) 私道の使用ル ール	<ul style="list-style-type: none"> <li>①廃棄物の搬出入道路は、狭く曲がりくねり、見通しが悪いため、乙は既存の事業者に迷惑がかからないことを基本に対策を講じる。</li> <li>②無線連絡により車両が混雑しないよう管理する。</li> <li>③私道６m道路においては大型車の交差は行わない。</li> <li>④地元車両優先の看板、カーブミラーの設置を行う。</li> <li>⑤交通誘導員を配置する。配置は朝７時から夜１０時までの必要な時間とする。</li> <li>⑥安全運転に心がけ、交通事故が無いよう対策を講じる。</li> <li>⑦詳細なルールは交通問題連絡協議会で協議し決める。</li> </ul>	
(２) 待機場所の設 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>①処理施設に隣接する横隣りの土地に、待機駐車場を設置する。</li> <li>②施設外の待機駐車場は必要により確保する。</li> <li>③工業団地内及び市内の路上では緊急時を除き待機しない。</li> </ul>	
(３) 私道の補修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①大型の搬出入車両が急増する私道道路は、他の事業者の破損責任が明確な場合を除き、全て乙が補修する。</li> <li>②補修に当たっては、他の事業者に迷惑がかからないよ</li> </ul>	



前事業者との協定書		今回の協定書（案）																		
	う配慮する。																			
(4) 損害補償	①私道道路の破損・補修工事等で他の事業者が損害を被った場合、乙が補償する。他の事業者が起因した破損の場合は、乙が被った被害を乙に補償する。 ②交通事故等については誠意をもって対処する。																			
(5) 交通問題連絡協議会	①上記(1)～(4)の運用及び取り扱いをスムーズに行うため、甲・乙及び近隣事業場の3者による「交通問題連絡協議会」を設置し協議する。 ②交通問題連絡協議会は、定期的に最低年1回は開催し、その他、甲・乙・近隣事業場が必要により開催請求を行い開催する。 開催請求には、特別の事情のある場合を除き応ずるものとする。																			
<p>(別記4) 地下水の水質汚泥に係る環境基準  (1) 測定場所：施設内及び甲の指定する場所  (2) 検査項目及び測定回数 3ヵ月毎年4回実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>基準値</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.003 mg / ℓ以下</td> <td>日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>検出されないこと</td> <td>規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.01 mg / ℓ以下</td> <td>規格54に定める方法</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>0.05 mg / ℓ以下</td> <td>規格65.2に定める方法</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>0.01 mg / ℓ</td> <td>規格61.2、61.3、61.4に定める</td> </tr> </tbody> </table>			検査項目	基準値	測定方法	カドミウム	0.003 mg / ℓ以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法	全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法	鉛	0.01 mg / ℓ以下	規格54に定める方法	六価クロム	0.05 mg / ℓ以下	規格65.2に定める方法	砒素	0.01 mg / ℓ	規格61.2、61.3、61.4に定める
検査項目	基準値	測定方法																		
カドミウム	0.003 mg / ℓ以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法																		
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法																		
鉛	0.01 mg / ℓ以下	規格54に定める方法																		
六価クロム	0.05 mg / ℓ以下	規格65.2に定める方法																		
砒素	0.01 mg / ℓ	規格61.2、61.3、61.4に定める																		

前事業者との協定書			今回の協定書（案）
	以下	方法	
総水銀	0.0005 m g / ℓ 以下	公共用水域告示付表 1 に掲げる方法	
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法	
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法	
ジクロロメタン	0.02 m g / ℓ 以下	規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法	
四塩化炭素	0.002 m g / ℓ 以下	規格 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法	
塩化ビニルモノマー	0.002 m g / ℓ 以下	付表に掲げる方法	
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 m g / ℓ 以下	規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1 又は 5. 3. 2 に定める方法	
1, 1 - ジクロロエチレン	0.1 m g / ℓ 以下	規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法	
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 m g / ℓ 以下	規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法	
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 m g / ℓ 以下	規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1 又は 5. 5 に定める方法	
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 m g / ℓ 以下	規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1 又は 5. 5 に定める方法	
トリクロロエチレン	0.01 m g / ℓ 以下	規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1 又は 5. 5 に定める方法	
テトラクロロエチレン	0.01 m g / ℓ 以下	規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1 又は 5. 5 に定める方法	

前事業者との協定書			今回の協定書（案）
ン			
1,3 - ジクロロプロペン	0.002 m g / ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	
チウラム	0.006 m g / ℓ以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法	
シマジン	0.003 m g / ℓ以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	
チオベンカルプ	0.02 m g / ℓ以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	
ベンゼン	0.01 m g / ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
セレン	0.01 m g / ℓ以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 m g / ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法	
フッ素	0.8 m g / ℓ以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格の34.1(c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフで妨害となる物質が共存しない場合にあつてはこれを省略することができる。）及び公共用水域告示付表第6に掲げる方法	
ほう素	1 m g / ℓ以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法	
1,4 - ジオキサン	0.05 m g / ℓ以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法	
* 上記検査項目は、環境省の政策分野・行政活動・政策分野一覧の水・土壌・地盤・海洋環境保全地下水・地盤対策・地下水の水質汚濁に係る環			

前事業者との協定書		今回の協定書（案）	
境基準を適用する。			
<b>（別記５）</b> <b>騒音（敷地境界線）</b>			
時間区分	基準値	協定値	測定頻度 （初年度）
朝 6 時から 8 時	6 5 dB	6 4 dB以下	年 4 回
昼間 8 時から 1 9 時	7 0 dB	6 9 dB以下	〃
夕 1 0 時から 2 2 時	6 5 dB	6 4 dB以下	〃
夜間 2 2 時から翌 6 時	6 0 dB	5 9 dB以下	〃
* 基準値：計画地敷地境界における「白井市公害防止条例規制基準」を適用する。 協定値は敷地境界線環境調査 5 地点の平均値とする。			
<b>（別記６）</b> <b>振動（敷地境界線）</b>			
時間区分	参考	協定値	測定頻度 （初年度）
昼間 8 時から 1 9 時	6 5 dB	6 4 dB以下	年 4 回
夜間 1 9 時から翌 8 時	6 0 dB	5 9 dB以下	〃
* 参考：計画敷地境界における、「白井市公害防止条例規制基準」を参考とする。			
<b>（別記７）</b> <b>悪臭</b>			
敷地境界における臭気濃度を千葉県指導目標値の 2 5 程度とする。 測定方法は、三点比較式臭袋法とし、風上・風下側（敷地境界）の 2 地点とする。 臭気濃度が千葉県指導目標値の 2 5 程度を超えるときは、悪臭防止法に			

前事業者との協定書	今回の協定書（案）
<p>基づく悪臭物質の規制基準（敷地境界）22物質について大気中の濃度の許容限度（工業専用地域の適用値）を適用する。</p>	

2022. 9. 14